事　務　連　絡
平成25年10月21日

地方厚生(支)局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術、体外衝撃波膵石破砕術及びバルーン拡張型人工生体弁セットの施設基準に係る届出の取扱いについて

磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術、体外衝撃波膵石破砕術及びバルーン拡張型人工生体弁セットについては、「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成25年９月30日保医発0930第４号）別添１及び別添２において新たに施設基準を設けたところです。

今般、新たに施設基準の届出を行った場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご協力をお願いいたします。

記

１　磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術及び体外衝撃波膵石破砕術の施設基準の届出については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年３月５日保医発0305第１号）Ｋ595経皮的カテーテル心筋焼灼術の（３）及びＫ768体外衝撃波腎・尿管結石破砕術の（５）によること。

２　バルーン拡張型人工生体弁セットの届出については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成24年３月５日保医発0305第５号）Ｉの３の（99）アによること。

３　１及び２による施設基準の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年３月５日保医発0305第３号）第２の７の規定にかかわらず、届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理がなされたものについては、受理日より算定することができるものとすること。

４　１及び２による施設基準の届出の受理番号については、次のとおりとする

ので、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

なお、当該受理番号については、各厚生(支)局における取扱いの実情を踏まえ、当分の間、各厚生(支)局ごと又は各事務所ごとに書面等にて管理することも差し支えない。

（１）磁場によるナビゲーションシステムを用いた心筋焼灼術　「(磁場心) 第　号」

（２）体外衝撃波膵石破砕術　「(膵石破) 第　号」

（３）バルーン拡張型人工生体弁セット　「(バ人弁) 第　号」